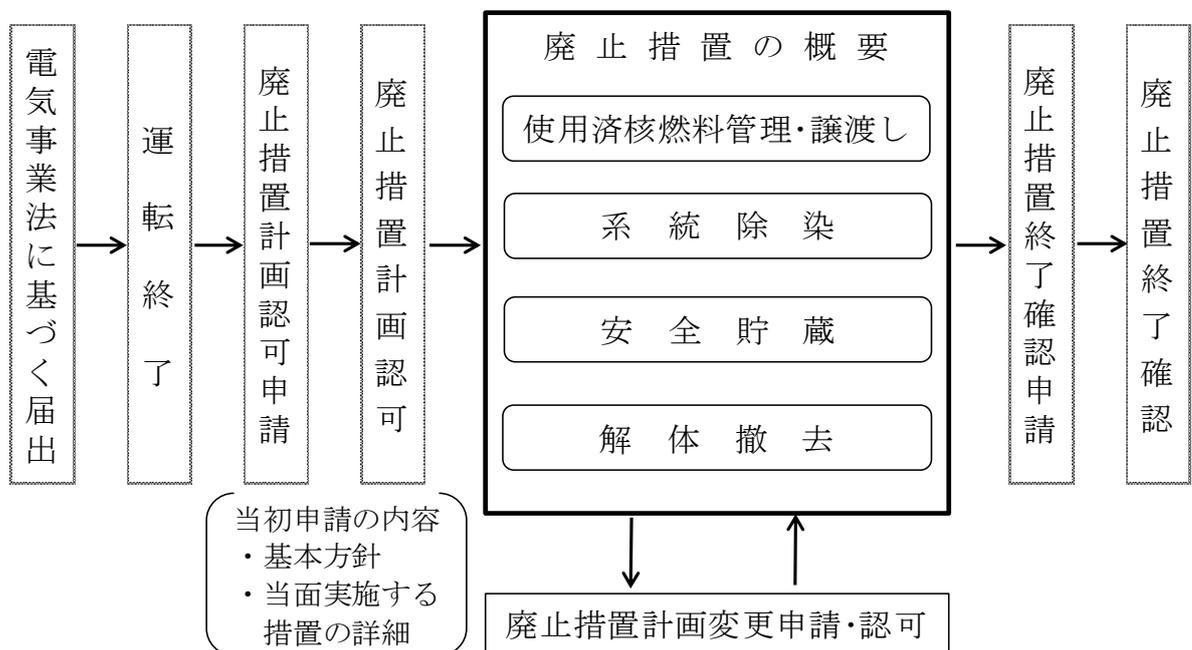


## 島根原発 1 号機の廃止に伴う措置について

### 1. 経緯

- (1) 中国電力株は、平成 27 年 3 月 18 日に島根原発 1 号機について、4 月 30 日をもって運転終了とすることを決定し、同日、電気事業法に基づく届出を経済産業大臣に提出
- (2) 今後、中国電力株は、原子炉等規制法に基づき「廃止措置計画」を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが必要

### 2. 廃止措置の概要と手続き



### 3. 廃止措置計画

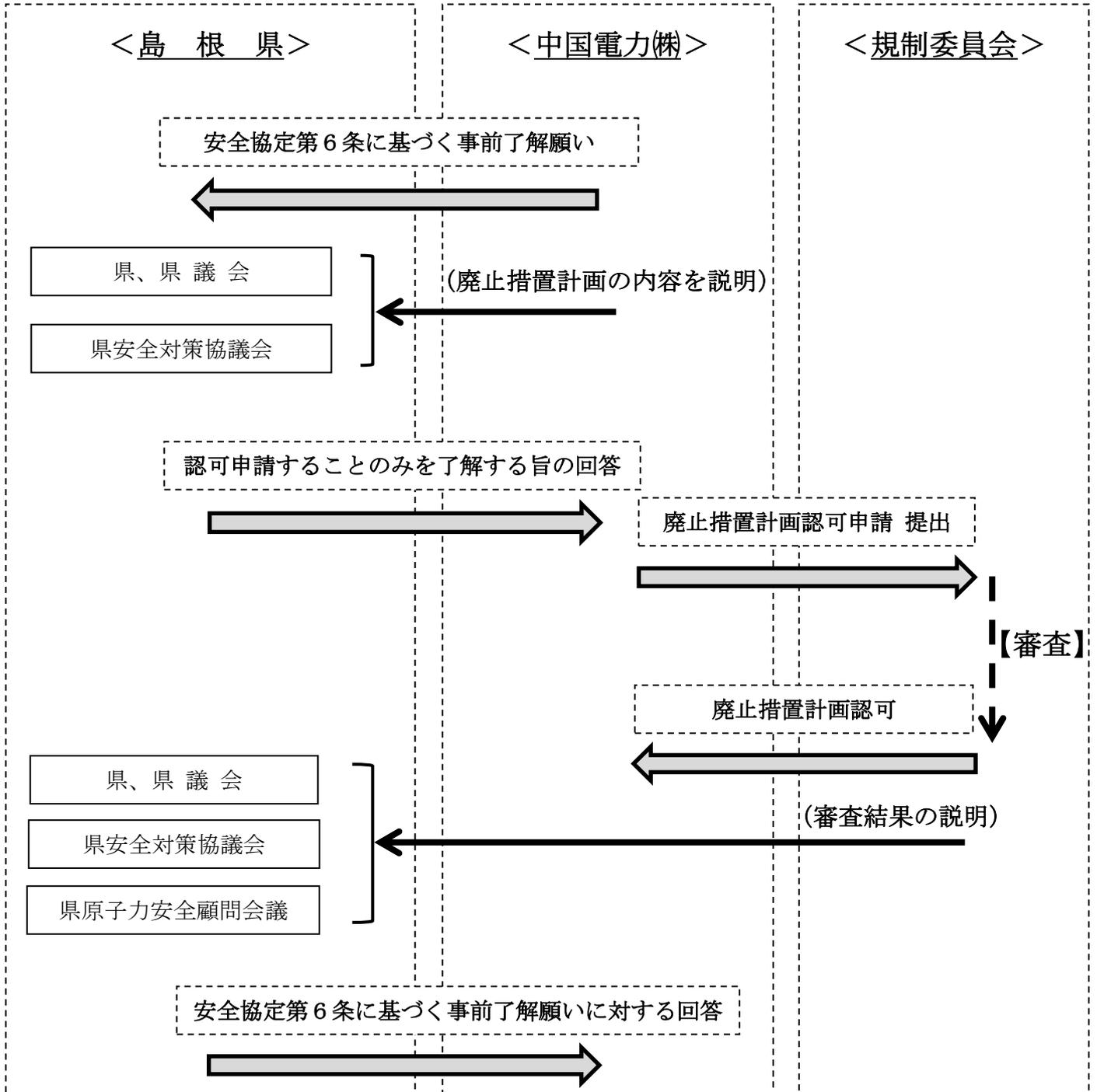
- (1) 主な記載内容
  - ① 解体の対象となる施設及びその解体方法
  - ② 核燃料物質の管理及び譲渡し
  - ③ 核燃料物質による汚染の除去
  - ④ 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄
  - ⑤ 廃止措置の工程
- (2) 計画の変更
  - ① 当初計画：基本方針及び当面実施する措置の詳細
  - ② 変更計画：工程などの具体化や見直しされた措置の詳細

### 4. 安全協定上の取扱い

中国電力株は、廃炉にあたって、県と松江市との三者で締結している安全協定に基づき、事前了解を得ることが必要であり、その方法や計画変更認可申請の取扱いも含め調整

# 廃止措置計画認可申請に係る対応について

( 想 定 )



また、工程の具体化や見直しなどによる重要な計画変更についても、同様に事前了解手続きの対象とする考え。

この事前了解の手続きについては、今後、松江市や周辺自治体、中国電力と協議、調整の上、確定する考え。

## 島根県における原子力防災対策

平成 27 年 7 月 14 日  
島根県防災部原子力安全対策課

## 1. 取り組み状況

島根県では、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）（平成 26 年 3 月修正）、原子力災害に備えた島根県広域避難計画（平成 24 年 11 月作成）を策定し、原子力災害の発生に備えている。

また、原子力発電所から 30 キロ圏内の 2 県 6 市と国が連携した作業チームで、避難車両・運転要員の確保、要支援者の避難や屋内退避時の支援要員の確保を検討するなど、防災対策のさらなる実効性の向上に取り組んでいる。

## (1) 緊急時モニタリング体制の整備

- ① 島根県緊急時モニタリング計画実施要領を作成中
- ② 国の考え方に沿って、緊急時におけるモニタリング地点を拡充  
(H27: 簡易型モニタリングポスト追加整備、可搬型モニタリングポスト常設化)

## (2) 広域避難計画の実効性の向上

- ① 要支援者の把握、車両の調達、搬送方法、運転要員の確保に向けた調整、検討
- ② 受入先自治体の連携強化
  - ・ 岡山県及び広島県との協定締結 (H26. 5. 28)
  - ・ 県内外の受入先自治体との意見交換会、交流事業の実施
- ③ 避難時間推計の実施 (H26. 5. 30 公表)
- ④ 避難退域時検査に係る候補施設の選定

## (3) 要援護者施設等に対する対応マニュアル、避難計画の作成

- ① 30 キロ圏内に所在する病院、社会福祉施設において、避難計画を作成
- ② 30 キロ圏内に所在する保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校において対応マニュアルを作成
- ③ 旅行者、外国人等に対する対応マニュアルの検討

## (4) 安定ヨウ素剤の事前配布

- ① 安定ヨウ素剤配布計画の策定 (H27. 3)
- ② 安定ヨウ素剤の事前配布・説明会の実施 (H27. 6～)

## (5) 屋内退避施設等に対する放射線防護対策工事の実施

- ① 原発から概ね 10 キロ圏内に所在する病院、社会福祉施設に対して実施 (19 施設)
- ② 原子力災害時に拠点となる施設 (オフサイトセンター、県庁、松江市役所 等)

## (6) 住民に対する普及啓発

- ① 広報紙「アトムの広場」の発行 (4 半期毎、30 キロ圏内市全戸配布)
- ② 原子力講演会の開催 (松江市、出雲市、安来市、雲南市) ※県西部は検討中
- ③ 原子力施設見学会の開催 (年 4 回)

## (7) 原子力防災訓練の実施

2 県 6 市等による合同訓練の実施予定 (H27. 10. 23、10. 25)

## 2. 今後の主な取り組み

- (1) 緊急時モニタリングに係る実施要領の作成、モニタリングポスト・資機材の整備
- (2) 要支援者の把握及び車両、要員の確保に係る調査の実施
- (3) 避難退域時検査の実施体制の整備
- (4) 安定ヨウ素剤の事前配布及び説明会の開催
- (5) 警察本部庁舎に対する放射線防護対策工事の実施、社会福祉施設等に対する備蓄物資整備
- (6) 受入先自治体の職員及び住民に対する普及啓発

## 安定ヨウ素剤の事前配布について

### 1. 事前配布の範囲

- ・ P A Z 地域（原子力発電所から概ね 5 k m 圏内）の全住民、事業所勤務者
- ・ U P Z 地域（原子力発電所から概ね 3 0 k m 圏内）の住民等のうち、何等かの事情により事前配布を希望する者

### 2. P A Z における事前配布の手続き

- ・ 説明会を開催し、医師による説明等を行い、配布が可能な者にはその場で安定ヨウ素剤を配布。

### 3. 説明会の開催状況

- ・ 説明会の実施状況

開催日	開催場所	対象地区	対象者数	配布者数
			(対象世帯数)	(配布世帯数)
6月27日(土)	御津公民館	鹿島町御津	529	380
			(191)	(128)
6月28日(日)	片句集会所	鹿島町片句	259	184
			(110)	(74)

- ・ 2日間で計 564 人に配布。対象者（788 人）に対する配布率は、71.6%。

### 4. 今後の予定

- ・ 8月より鹿島町内の地区から順次実施する。  
(想定箇所数)鹿島、島根、古江、生馬の4地区 合計20箇所程度